

千葉県病院局規程第3号

千葉県病院局の職員の職名に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和5年4月20日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

(千葉県病院局の職員の職名に関する規程の一部改正)

第1条 千葉県病院局の職員の職名に関する規程(平成23年千葉県病院局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第2条第1項」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

(千葉県病院局職員就業規程の一部改正)

第2条 千葉県病院局職員就業規程(平成23年千葉県病院局規程第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第21条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項、第23条第2項、第32条第1項第1号及び第35条の2第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(千葉県病院局職員監察委員会規程の一部改正)

第3条 千葉県病院局職員監察委員会規程(平成23年千葉県病院局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

(千葉県病院局の職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 千葉県病院局の職員の給与に関する規程(平成23年千葉県病院局規程第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条

の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者に」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「その者の属する職務の級に応じた額」を「第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、千葉市病院局職員就業規程（平成23年千葉市病院局規程第12号。以下「病院局就業規程」という。）第21条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第5条中「千葉市病院局職員就業規程（平成23年千葉市病院局規程第12号。以下「病院局就業規程」という。）」を「病院局就業規程」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項及び第2項並びに第8条中「その者」を「当該特定任期付職員」に改める。

第12条を次のように改める。

（給料の調整額）

第12条 病院局給与条例第4条に規定する給料の調整を行う職は、別表第5の職員の欄に掲げる職員の占める職とする。

2 職員（次項各号に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第5の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第5の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

（1）定年前再任用短時間勤務職員 病院局就業規程第21条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数

（2）育児短時間勤務職員等 病院局就業規程第21条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数

- 4 前2項に規定する調整基本額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。
- 6 第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれ端数を切り捨てた額をもってこれらの規定の額とする。
- 7 前各号に規定するもののほか、給料の調整額の支給に関し必要な事項は、千葉市職員の給料の調整額に関する規則（昭和42年千葉市規則第36号）の適用を受ける職員の例による。

第17条第1項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号及び第3号並びに第2項において」を、「得た額（以下）」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号において）」に、「以下この項」を「第1号」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加える。

第21条第1項中「場合は」を「場合には」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項及び第4項中「場合は」を「場合には」に改める。

第25条中「合計額（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員）」を「合計額（育児短時間勤務職員等）」に、「という。」又は「再任用短時間勤務」を「という。」に改め、「当該合計額」の次に「定年前再任用短時間勤務職員にあっては、病院局就業規程第21条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員

の勤務時間で除して得た数に同条第1項に規定する勤務時間を乗じて得た勤務時間により勤務したと仮定した場合に受けるべき当該合計額を加え、「病院局就業規程第21条第1項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員にあっては、当該職員が育児短時間勤務又は再任用短時間勤務をしなかったと仮定した場合の1週間当たりの勤務時間」を「定年前再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分」に改める。

第28条第1項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(この条において「算出率」という。)」を削り、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額)及び「)」を削る。

第30条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第3号及び第4号並びに第32条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第33条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の10項を加える。

- 9 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第12項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 10 育児短時間勤務職員等に対する附則第9項の規定の適用については、附則第9項中「)とする」とあるのは「)」に、病院局就業規程第21条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た

額とする」とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

11 附則第9項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 医師及び歯科医師

(3) 千葉県職員の定年等に関する条例（昭和59年千葉県条例第4号。以下この号及び次号において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において附則第9項の規定が適用されていた職員を除く。）

12 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、

同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項の規定による給料を支給される職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 16 附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第12条第4項の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」と、「応じた額」とあるのは、「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。
- 17 附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第28条第1項第1号及び第29条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。
- 18 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第9項

から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	178,300	204,900	235,000	266,900	281,500	299,000	357,700	402,800

別表第2アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	295,100	341,600	380,700	440,000

別表第2イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

別表第2ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

務職員	円	円	円	円	円	円
	178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

別表第3病院局技能労務職給料表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	178,300	204,900	235,000	243,600

別表第6の2及び別表第6の3を削る。

別表第9区分の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(千葉県病院局の職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第5条 千葉県病院局の職員の特殊勤務手当支給規程(平成23年千葉県病院局規程第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 新生児医療に従事する医師の特殊勤務手当

第2条に次の1号を加える。

(9) 看護職員等処遇改善手当

第15条を第17条とし、第12条から第14条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条第1項中「第8条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

第10条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(看護職員等処遇改善手当)

第11条 看護職員等処遇改善手当は、看護師、助産師、薬剤師、診

療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、心理療法士、歯科衛生士、栄養士、言語聴覚士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士又は看護補助者に支給する。

第8条の次に次の1条を加える。

(新生児医療に従事する医師の特殊勤務手当)

第9条 新生児医療に従事する医師の特殊勤務手当は、新生児科に所属する医師が、新生児特定集中治療室に入院する新生児に対する診療業務（入院初日の業務に限る。）に従事したときに支給する。

第10条の次に次の1条を加える。

別表中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 新生児医療に従事する医師の特殊勤務手当	新生児に対する診療業務	診療業務1件につき、 5,000円
-------------------------	-------------	----------------------

別表に次の1号を加える。

(9) 看護職員等処遇改善手当	処遇改善	看護師又は助産師の場合 月額 9,700円 薬剤師、栄養士、心理療法士、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士又は看護補助員の場合 月額 5,700円
-----------------	------	--

(千葉県病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程の一部改正)

第6条 千葉県病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程(令和2年千葉県病院局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項を削る。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、救急救命士、医師事務作業補助者、医師事務作業補助者（リーダー）、外来クラーク（リーダー）、相談員又は事務補助員（医療サービスを患者に直接提供している者に限る。）の千葉市病院局の職員の特殊勤務手当支給規程（平成23年千葉市病院局規程第21号）第11条に規定する看護職員等処遇改善手当の額は、5,700円（1号職員にあつては、その額にその者の所定労働時間数を2号職員の1週平均の正規の勤務時間として管理者が定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第20条中「別表第8」を「別表第7」に改める。

別表第7を削り、別表第8を別表第7とする。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この規程は、令和5年4月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（千葉市病院局の職員の職名に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

- 第2条 暫定再任用短時間勤務職員（千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第22号。以下「改正条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第1条の規定による改正後の千葉市病院局の職員の職名に関する規程第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

（千葉市病院局職員就業規程の一部改正に伴う経過措置）

- 第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の千葉市病院局職員就業規程（以下「新病院局就業規程」という。）第21条第3項に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

（千葉市病院局職員監察委員会規程の一部改正に伴う経過措置）

- 第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の千葉市病院局職員監察委員会規程第2条に規定する地方公務員法第22

条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

(千葉県病院局の職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の千葉県病院局の職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)附則第9項から第18項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員(改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与規程第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与規程第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、病院局就業規程第21条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与規程第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第2条の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用される新病院局就業規程第21条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の

勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する新給与規程第28条第1項の規定の適用については、同項第1号中「別表9 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給額の欄」とあるのは、「別表定年前再任用短時間勤務職員の支給額の欄」とする。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第30条第3項及び第33条第2項第2号の規定を適用する。

8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第12条第3項第1号、第17条第2項第2号、第21条第1項及び第28条第1項第2号の規定を適用する。

（千葉県病院局の職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正に伴う経過措置）

第6条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の千葉県病院局の職員の特殊勤務手当支給規程第12条第3項に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。